

みどり青申

第94号



一般社団法人
みどり青色申告会

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail : midori-aioro@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん

5月号のトピックは…

- インボイス 2割特例について
- 確定申告を終えた方へ
- 第11回定時総会を開催致します
- 今まで以上に記帳が重要になっています!
- 会計ソフトブルーリターンA購入キャンペーン
- 税のカレンダー

新しく入られた方も、これまでご利用がなかった方も
 **ウェルカム**  **お待ちしております!**
青色申告会ではこんなサポートを受けることができます!

個人事業主の皆さんの『日々の記帳』から『決算・確定申告』の準備まで親身にサポートしています! お一人で悩まず、まずは青色申告会にご相談ください!!

個別の記帳指導と記帳点検 4~9月

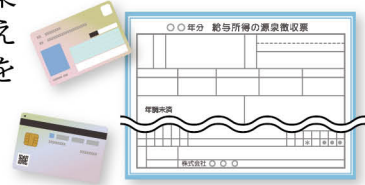
- ・相談員が二人三脚でサポート!
- ・会計ソフトで楽々インボイス対応!
- ・分からないことは直接相談できます!

会計ソフトを初めて使う場合やインボイス制度開始に伴うご準備など、大いにご利用下さい。



従業員や専従者の手続き 6・12月

源泉所得税の徴収と納付の仕方、マイナンバーの管理や年末調整へ向けた必要書類の準備など、従業員を雇用するうえで必要な手続きをお伝えします。



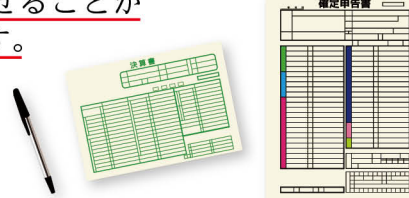
決算に向けた準備 9~11月

記帳の点検とあわせ、減価償却(主に車の購入・買い換え)など、決算特有である処理についてのご相談もお受け致します。



決算・確定申告 12~3月

当会ではe-Tax送信(電子申告)の環境も整えていますので、完成したその場で申告を済ませることができます。



完全予約制 午前：9時、10時、11時～ 午後：1時、2時、3時～

予約TEL **050-3719-5607**

平日：午前9時～午後5時まで

予約サイト <https://midori-aioro.revn.jp/>

予約枠は60日前より公開

メール登録や変更の手続きの方法 ▶



メール登録をしている方で、パスワードを忘れてしまった方は再設定 ▶



消費税インボイス制度
解説シリーズ
第4回



新情報！インボイス制度の負担軽減措置 "2割特例"

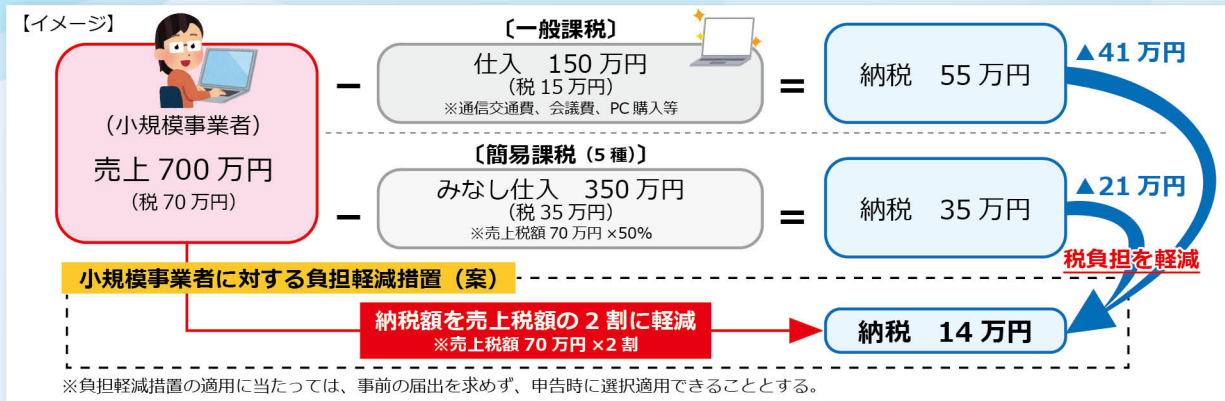
令和5年度税制改正法案が3月28日に可決・成立しました。
このうち、今年10月から始まる消費税のインボイス制度については、新たに通称"2割特例"が盛り込まれています。
"2割特例"を選択すると、免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担が大幅に軽減されることになります。

【対象】

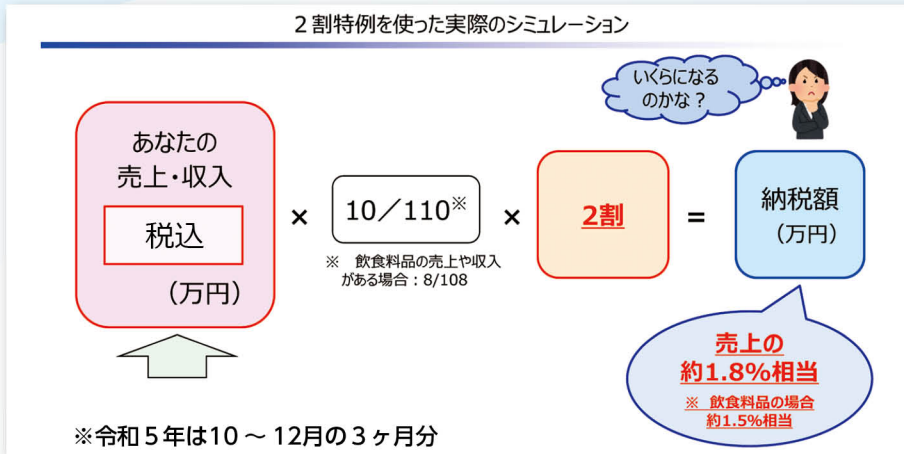
免税事業者からインボイス発行事業者になった人の 令和5年(10～12月)分～令和8年分の申告(基準期間(2年前)における消費税の課税売上高が1,000万円を超えているなど、当初から課税事業者の人は除く)

【メリット】

- ・業種を問わず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能。
- ・納税額を「売上税額×20%」に軽減できる。
- ・適用方法は申告時に選択するだけ。事前届出不要。



あなたや支払先の納税額はいくら？ シミュレーションしてみましょう▼



<参考>

売上	納税額
500万円	→ 90,800円
600万円	→ 108,900円
700万円	→ 127,100円
800万円	→ 145,300円

※必要経費(租税公課)に算入できます。(税込経理のみ)

財務省担当官の
解説動画(youtube)▶



インボイス制度に関する
相談窓口一覧表▶



みどり青色申告会主催 **「インボイス制度説明会」**

6月13日(火) 午後2時00分～4時30分(ハウスクエア横浜)
横浜市営地下鉄ブルーライン中川駅より徒歩2分

WEB
予約可



Zoom可

インボイス制度説明会
チラシQR

確定申告を
終了の方へ

記帳漏れ、社会保険料などの 控除のし忘れはないですか？

誤りを見つけた際には、お手続きが必要です。 事務局または税務署までご相談ください。

納税額を **少なく** 申告した場合は 「**修正申告**」

税務署へ修正申告書を提出し、不足税額を納付します。
延滞税等がかかる場合がありますので、お早めにお手続きください。

売上、コロナ
関連の給付金
の漏れなど

納税額を **多く** 申告した場合は 「**更正の請求**」

税務署へ更正の請求をした後に、税務署でその内容を調査して請求内容が
正当と認められた場合は、納め過ぎた税額の還付を受けることができます。
請求期限は、原則として法定申告期限から5年以内です。

計上し忘れた
経費のレシートや
所得控除の証明書が
見つかったなど

予定納税について

前年分の『所得税及び復興特別所得税の確定申告書』の④の金額が15万円以上である場合に書面で通知
があり（一部例外もあり）、本年の税額の一部を7月と11月に予め納付する制度です。

※業績不振や協力金の支給打ち切り等により、前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれるとき
は、申請（期限あり）により予定納税額の減額を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください

第11回定時総会を開催致します

開催日：令和5年5月26日（金）

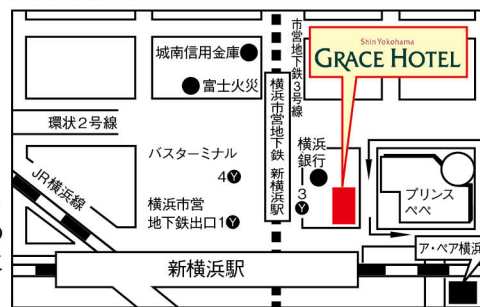
時間：①総会 15:00～（受付開始14:30）

②懇親会 17:00～（会費4,000円）
立食buffet方式ドリンクセット付

会場：新横浜グレイスホテル（新横浜駅下車徒歩1分）
住所／横浜市港北区新横浜3-6-15 TEL／045(474)5111

その他：4月中旬送付の出欠ハガキをご返送ください。欠席の
場合は委任状欄の記載が必要です。感染拡大の状況に
より、内容が変更となる場合がございます。

〈会場案内〉



Aflac アフラック

<一般社団法人みどり青色申告会担当>
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

お問い合わせはこちらから！ →

0120-788-766



〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail sales@mypace.co.jp

株全国儀式サービス

3つの終活サービス

24時間365日
電話1本 相談無料

①「葬儀支援サービス」

万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。

☎0120-421-493

詳しくは▶



②「家族のための生前整理・遺品整理」

ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。

☎0120-204-122

詳しくは▶



③「家族のための相続手続」(NCPグループ)

不動産・預貯金などの名義変更はお任せください！

☎0120-204-122

詳しくは▶



今まで以上に記帳が重要になっています！

会計ソフト

ブルーリターンズA を使うと記帳が簡単にできます！

(キャッシュバックキャンペーン実施中(左下参照))

記帳・帳簿等の保存は義務化されています！ 領収書の集計だけでは記帳とは認められません！

平成26年から、白色申告・青色申告を問わず全ての事業者(不動産賃貸業も含む)に対して、記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。



確定申告書を提出したら終了ではありません！ 税務調査の備えを！

税務署へ確定申告書を提出し、受領されたから大丈夫と思っていませんか？
後日、提出内容について妥当かを確認し、不明瞭な場合には、お尋ねがくることがあります。(行政指導・税務調査など)

令和4年分の申告から、帳簿書類の保存がない場合は原則として雑所得(業務)に区分されます。(青色申告特別控除、他の所得との損益通算、専従者給与が認められません。)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	おおむね事業所得	おおむね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得

令和5年分の申告から、申告漏れがあった場合で、売上に関する帳簿を作成・保存していないときは、加算税の割合が最大10%加重される措置が講じられます。



節税経営のためにもしっかりご準備を！

- 複式簿記による記帳をすることで青色申告特別控除65万円(最高)の適用があり、節税に繋がります。(不動産貸付のみの方は要件あり)
- 令和5年10月から開始される消費税インボイス制度の対策としても重要です。(記帳と帳簿、インボイス(請求書等)の保存がない場合には、一般課税の仕入税額控除の適用を受けることができません。)



青色申告会の記帳指導期間は4月～9月です！

会計ソフトブルーリターンズA 購入キャンペーン

令和5年
8月末
まで

20,000円
キャッシュ
バック！

「ブルーリターンズA」は
青色申告会の指導実績をもとに開発した
「わかりやすく、使いやすい」ソフトです。
苦手な記帳もかんたん！
ソフトと申告会のサポートで、
お手軽に65万控除を
目指しませんか？
対応はwindows10,11。



詳しくはホームページまたは、事務局までお問い合わせ下さい。

横浜市からのお知らせ

税証明をスマートフォンで申請できます！

申請いただいた証明書はご自宅へ郵送でお届けしますので、区役所等窓口への来所が不要です。また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意が必要となり、大変便利です。是非ご利用ください。(横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくはウェブページをご覧ください。)

市民税・県民税課税(非課税)証明書、納税証明書(※)
固定資産税に関する証明書(評価証明書・公課証明書)
(※一部対象外のものがあります)



横浜市 税証明 オンライン申請

検索

令和5年度 税のカレンダー



■…租税公課（税込経理の方のみ）
 ■…事業主賃
 ■…租税公課（事業使用割合分のみ）
 ■…預り金

		国 税		地 方 税		申告会	
令和5年	4月	24日(月)	所得税	令和4年分振替納付日		記帳指導・記帳点検 従業員や専従者の給与の手続き 決算準備 決算・確定申告	
		27日(木)	消費税	令和4年分振替納付日			
	5月	1日(月)			固定資産税の納付期限(第1期)		
		31日(水)	所得税	令和4年分延納分の納付期限 令和4年分延納分の振替納付日	(軽)自動車税の納付期限		
	6月	30日(金)			個人住民税の納付期限(第1期)		
	7月	10日(月)	源泉税	納期の特例(1月~6月分)納付期限			
		18日(火)	所得税	予定納税の減額申請期限(第1期及び第2期)			
		31日(月)	所得税	予定納税の納付期限(第1期)	固定資産税の納付期限(第2期)		
	8月	31日(木)	消費税	中間申告期限(年1回の場合)	個人事業税の納付期限(第1期)		
					個人住民税の納付期限(第2期)		
9月	28日(木)	消費税	中間申告の振替納付日				
10月	31日(火)			個人住民税の納付期限(第3期)			
11月	15日(水)	所得税	予定納税の減額申請期限(第2期のみの場合)				
	30日(木)	所得税	予定納税の納付期限(第2期)	個人事業税の納付期限(第2期)			
令和6年	1月	4日(木)		固定資産税の納付期限(第3期)			
		22日(月)	源泉税	納期の特例(7月~12月分)納付期限			
		31日(水)			個人住民税の納付期限(第4期) 償却資産税の申告期限 給与支払報告書の提出期限		
	2月	29日(木)			固定資産税の納付期限(第4期)		
	3月	15日(金)	所得税	令和5年分申告・納付期限			
			贈与税	令和5年分申告・納付期限			
4月	1日(月)	消費税	令和5年分申告・納付期限				

(注) 地方税(特に固定資産税)に関する納付期限は各都道府県または市(区)町村により異なる場合があります。申告及び納付期限は変更される場合があります。税務署・都道府県・市区町村からの案内・納付書等をご確認ください。

祝 竣工 会館竣工記念 特別キャンペーンのご案内

県内初! パナソニック ホームズ(株)施工
青色申告会館『鶴見青色申告会館』が完成!

既存の会員様特典に加え、
新築・建て替え/修繕・リフォーム/不動産管理・売却
特別特典をご用意しました!
詳細は同封チラシをご確認ください!

こだわりポイント
強靱な重量鉄骨を採用した5階建て! など

ご相談の際には
『会員』である旨お伝え下さい! / あなたの誇りを建てる。
Panasonic Homes

安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

退職金の準備が
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットなら24時間いつでも質問!

Be a Great Small. 中小機構

小規模共済 検索

会員特典

専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局 (TEL:050-3719-5607) まで。

税理士による税務相談 予約制 (WEB予約可)

会場 青色申告会事務所 相談時間: 50分

5月17日(水)、6月19日(月)、7月18日(火)、8月10日(木)、9月13日(水)

9:30～、10:30～、11:30～ ※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

協力: 東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所 相談時間: 50分

① 自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談 予約制 (WEB予約可)

5月16日(火)、6月15日(木)、7月11日(火)
8月17日(木)、9月12日(火)

14:00～、15:00～ ※60日前受付開始

青色家づくりサポート 協力: パナソニックホームズ

② 空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談 随時お申込制

協力: 株式会社 市萬

社会保険労務士相談 随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。

相談時間: 30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



小林社労士 (当会顧問、青年部員)

弁護士相談 随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。
相談時間: 30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



波戸岡弁護士 (当会顧問、青年部員)

※新型コロナウイルス感染症・悪天候など、やむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご報告

◎令和4年度 第5回理事会

日時: 令和5年2月20日(月)午後6時30分～

場所: 青葉区区民交流センター(田奈)

出席: 理事17名、監事2名

議題:

- 報告事項
1. 職務の執行状況報告
 2. 第11回定時総会までの予定
 3. ブロック・委員会・部会・支部からの報告

- 協議事項
1. 役員改選について
 2. 令和5年度事業計画案について

その他 1. 事務所移転先についての情報提供の報告

◎令和5年4月1日現在の会員数

◆正会員: 2,950名(△160) ◆準会員: 173名(△22)

お近くの個人事業主様で記帳や決算などでお困りの方はいらっしゃいませんか? ぜひ、ご紹介ください!

会費前納にご協力ください

当会の会費は規程により、当年度5月末日まで一括納入となっております。皆様からいただいた会費によって、

- 会運営
 - 各種相談会の開催
 - 相談体制の充実
 - 会報発行、発送
 - 会員親睦
- …などを行っております。



納入がお済みでない方へは個別でご案内致しますので、前納制にご理解の上、期日までにお支払いください。

今後の予定

5月12日(金)・16日(火)・23日(火) 青色学校

13日(土) 土曜日相談会

19日(金) 午後 職員研修のため事務所閉所

25日(木)・29日(月)・31日(水) 健康診断(ハウスクエア横浜)

26日(金) 第11回定時総会のため事務所閉所

6月 8日(木) 職員研修のため事務所閉所

10日(土) 土曜日相談会

13日(火) インボイス制度説明会(ハウスクエア横浜)

7月 8日(土) 土曜日相談会

10日(月) 源泉所得税納付の期限(1～6月分)

※納付の特例適用者

28日(金) 職員研修のため事務所閉所

編・集・後・記

新緑の爽やかな陽気となりました。4年にわたり大きな影響を及ぼしたコロナウイルスは5類へ変更され、平穏な日常を取り戻せ、経済効果が期待される一方、インフレの足音が高まっています。

10月にインボイス制度の導入が開始され、12月末で電帳法改正の2年間の猶予期間が終了する等デジタル化は益々加速していくと予想されますので、今後も有益な情報をお届けするサポート部隊として貢献していきます。

広報委員 松永 圭生